

近畿青税

No.236

2018年1月31日発行

近畿青年税理士連盟

事務局:大阪市中央区船越町1-1-11 大手前ハウス202号室

TEL:06-6809-2734 FAX:06-6809-2735

<http://www.kinki-aozei.jp>

発行責任者/森岡 崇 編集責任者/横井 慎也

雑 感



第53代 代表幹事 **森岡 崇**
(大阪支部)

新年あけましておめでとうございます。

昨年6月に現執行部がスタートし早くも6ヶ月が経過しました、6月の近畿税理士会の総会での質問から、2府4県の各市町村に対する住民税特別徴収税額決定通知書に記載される個人番号についてのアンケート、秋季シンポジウム、税制改正意見書、税務調査アンケート、近畿税理士会執行部との懇談会など今年度は前執行部からの申し送り事等もあったのと、毎年12月に開催される近畿税理士会執行部との懇談会が11月に開催されたせいもあってかこの6ヶ月はとても忙しく、時間の経過も早かったように思います。近畿税理士会執行部との懇談会では我々近畿青年税理士連盟の意見を集約し近畿税理士会執行部にぶつけ、懇談することが出来ました。途中執行部側から厳しい意見も頂きましたが、これを翌年以降の課題として次期を担う方には頑張ってもらいたいと思います。その後の懇親会でも色々な意見を頂きとても有意義だったと感じています。

さて、新年を迎えますとまずは各支部で新年互礼会が開催されます。今年も新合格者をお迎えし盛大に開催されることと思いますが一人でも多く青税会員が増えることを願っています。最後になりましたが、近畿青年税理士連盟の更に明るい未来を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

秋季シンポジウムを終えて



秋季シンポジウム委員長
江田 佳銘子



去る平成29年11月11日に岐阜において秋季シンポジウムが開催されました。

テーマは「消費税再考～今後の消費税を考える」、そして近畿のテーマは「国内取引と国外取引」でした。

今まで秋季シンポジウムには過去二回見に行ったことはありましたが、論文作成も発表もしたことのない私がまさか、秋季シンポジウム委員長として参加することになるとは夢にも思っておりませんでした。

まず6月に論文作成のための文献を探すのですが、今回のテーマの内容は難しくかなり苦労いたしました。結局制度部長に相談して、できるだけ早いスタートを切り各支部の論文作成担当者に何度か集まって論文

のテーマについて文献も提供していただきながら勉強し作成することになりました。その結果8月中旬までには一度各支部の割り当てを提出いただきスムーズにいくかと思いきや、その後も内容の整合性の確認や問題点の洗い出しなど何度も集まっていただき、そして結論の部分についてかなり悩み結局9月末ギリギリまで皆さんにご協力いただきなんとか論文が完成いたしました。早いスタートであったため人事としては各支部の割り当てもなかなか難しいというお声もいただき、また少人数の方にかなり時間と労力を割いていただくことになってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

そして、当日の発表は今回岐阜が開催地ということもあり発表形式は「寸劇」のみということでした。こちらは京都支部の若手メンバーと滋賀支部のエースを中心に台本作成、舞台小道具づくりをし、何度も集まりアイデアを出しながら寸劇の内容を決めていきました。映像も京都の全国大会の映像担当にお願いし、前日まで作成していただきました。2日前のリハーサルには代表幹事、制度部長そして各支部の方にも京都まで来ていただき遅くまでお付き合いいただきました。今回は衣装にかなりこだわりがあったので非常に時間がかかり、作成するのに自宅提供までしていただきましたが、私個人としてはそんな大変なことでも楽しい思い出となりました。今までに参加していなかった若手会員がたくさん協力していただいたことは何よりもうれしく思いました。

当日の発表は、難しい内容を寸劇で分かりやすくすることが必要だとは思っていたのですが結果的にはあまり伝わらず、4位と残念な結果となってしまいましたが、今回初の試みである、「主演男優賞」を受賞することができました。

今回は近畿青税の皆さんが中心となって、兵庫で秋季シンポジウムが開催されます。もうすでに秋季シンポジウム実行委員会は動き出しており、運営も大変かと思いますが、論文発表もぜひ次回は優勝を目指していただければと思います。

委員長を拝命したものの、結局最初から最後まで皆さんのお力をお借りして、というよりも皆さんが私を引っ張って下さり、なんとか秋季シンポジウムの論文作成と発表を終えることが出来本当に感謝しております。何度も委員会に参加していただいた方、論文を作成していただいた方、そして発表していただいた方、本当にありがとうございました。



秋季シンポジウム報告



滋賀県支部 三須 友晶

2017年11月11日(土)、岐阜県は岐阜都ホテルにて、全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが開催されました。滋賀青税では、発表担当として志村会員、論文担当として大黒会員が関わっています。

千葉青税は、消費税と税理士損害賠償責任についての発表をされました。税理士は、善管注意義務の範囲が広く、また消費税は簡易課税を始め事前の予測のもと選択する制度に特に注意をし、業務に当たりたいと改めて感じました。

埼玉青税は、免税制度と簡易課税制度についての発表をされました。私見では、小規模事業者に係る免税制度は、将来的に撤廃すべきかと思っています。

名古屋青税は、非課税取引についての発表をされました。非課税取引は、消費税法令に限定列挙されているものの、社会的配慮によるものについては社会の変遷に伴い定期的に見直すべきだと感じました。

神奈川青税は、軽減税率についての発表をされました。10%税率と同時に導入予定の軽減税率ですが、その対象となるもの、ならないものの境界は明確かつ平等に線引きすることが難しいため、様々な問題が生じて来るということを予測し、実務に備えたいと思います。

東京青税は、消費税とタックスミックスについての発表をされました。所得課税、資産課税、消費課税のバランスをいかに保つかという点において、今回の消費増税がどのような役割を果たしているかを改めて認識しました。

そして私達滋賀青税の所属する近畿青税は、内外判定と国外取引について発表をされました。バーガーショップの店内を舞台に、内外判定につき争った裁判例・裁判例を題材として課税の公平性につき問題提起をするものでした。

IT化、グローバル化をはじめ経済環境の変化の進む中、仕入税額控除を認める付加価値税たる日本の消費税は、絶えず不公平な課税が起こりうる要素の多い税目と言えます。そのため、平成より施行された後、改正が繰り返され複雑になった消費税法令を一度現在の経済環境を踏まえて見直し、全体的な簡素化を望みたいと感じました。

演劇については、どこのグループも、スライドの作り込みや入念な演技の練習の成果を非常に感じられ、テーマの共有と問題提起を的確にされていたのが印象的でした。他の青税との交流は初めてでしたが、発表者の方も参加者の方も真剣で、熱気を感じました。

入会間もなくではありませんでしたが、全国規模の青税のイベントに参加させていただき、青税会員としての研鑽・親睦の濃密さ、皆様の温かさや優しさを全身で感じることができました。本当にありがとうございました。



秋季シンポジウムに参加して



大阪支部 上村 洋文

去る平成29年11月11日に行われました秋季シンポジウムに初めて参加いたしました。テーマは「消費税再考」でした。

私自身、青税に入会して約2年になりますが、未だによくわかっていないことも多いのです。岐阜は遠いなあと感じつつも、秋季シンポジウムに参加すれば、青税の理解度が深まるだろうという気持ちもあって、足を運ぶことにしたのです。

結果的に、行って良かったと思います。なぜなら、秋季シンポジウムの雰囲気は、その場に居合わせないとわからないからです。

最初から終わりまで拝見しましたが、とにかく皆さん、お忙しいのに一生懸命練習されたのだなあと思いました。頭が下がります。熱心さが十分に伝わってきました。やはり、準備の時間が多ければ多いほど、まとまっているのでしょうね。3時間ほどの長丁場でしたが、次はどんな出しものがあるのだろうと期待しているうちに、時間はあっという間に過ぎてしまいました。

入賞されたチームは、私から見ても妥当性のあるものでした。何も異論はありません。ただ、私としては、ゲームをしないし、宮崎駿作品がわからないし、場面の中で、何のパロディかわからない箇所がありました。次回に何う際は、少なくとも、世間一般の皆さんがお持ちの知識は蓄えておくべきことを痛感いたしました。

それと、私は青税では大阪支部に属していますが、これまでのところ、他の支部の方々との交流が全くありませんでした。今回参加して、他の支部の方々とは接することができたのも、たいへん良かったと思います。また、今回、私は客席から皆さんの演技を拝見しただけで、舞台には立っていません。その後の懇親会では、舞台に立たれた方とそうでない方では、きっと温度差があるのだろうなあ。充実感や達成感が違うのだろうなあと思いました。とはいえ、大阪支部の出番になっても、出たいとは言っていないので悪しからず。

ところで、折角、岐阜県まで足を伸ばしましたので、会場に向かう前に、永保寺へと行ってきました。多治見市にありますので、会場からは決して近いとは言えませんが、庭の綺麗なたいへん良いお寺です。岐阜県に行かれる方で、お寺に興味があれば、是非ともお立ち寄りください。



「特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載についてのアンケート調査」結果報告



制度部長
藤原 功子

「今年度制度部では、近畿二府四県の198の市町村に対して、「特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載について」のアンケート調査を実施しました。

このアンケート調査の目的は「平成29年度の住民税特別徴収税額決定通知書への個人番号(マイナンバー)の記載方法や郵送方法などについては各自治体によって取り扱いが異なっており、個人番号制度の意義、必要性、問題点等を考える上で、まずは各自治体がどのような取り扱いをしているのか実態を把握すること」です。

アンケート調査は平成29年8月1日～8月31日の間に実施し、結果160の市町村から回答を得ることができました。その後、このアンケート調査の結果を基に制度部にて「平成30年度より特別徴収税額決定通知書の個人番号記載欄を削除すること」を要望する意見書を作成し、平成29年12月中に野田聖子総務大臣へ提出する方向で動いていました。

しかし、私たちがまさに意見書の提出へ向けて幹事会にて最終報告をしていたその日に公表された平成30年度税制改正大綱には、住民税特別徴収税額決定通知書を「書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。」旨が記載されていたため、今さら意見書を提出しても無駄なのではないかと一度は提出を諦めようとしたのですが、忙しい中時間を割いて協力してくれた人たちや私自身の気持ちの上でこのまま提出を断念するのは無念で仕方がなかったため、「当面記載を行わないのではなく、特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを今後永久に記載しない」ことを要望する意見書を提出しました。

制度部長としてもっと早く動くべきだったと反省するばかりですが、今回198もの市町村に対してこのようなアンケート調査を実施することができたのは、連盟各支部の支部長及び各総務部長の協力が非常に大きかったと思います。本当にありがとうございました。



●「特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載についてのアンケート調査」集計結果●

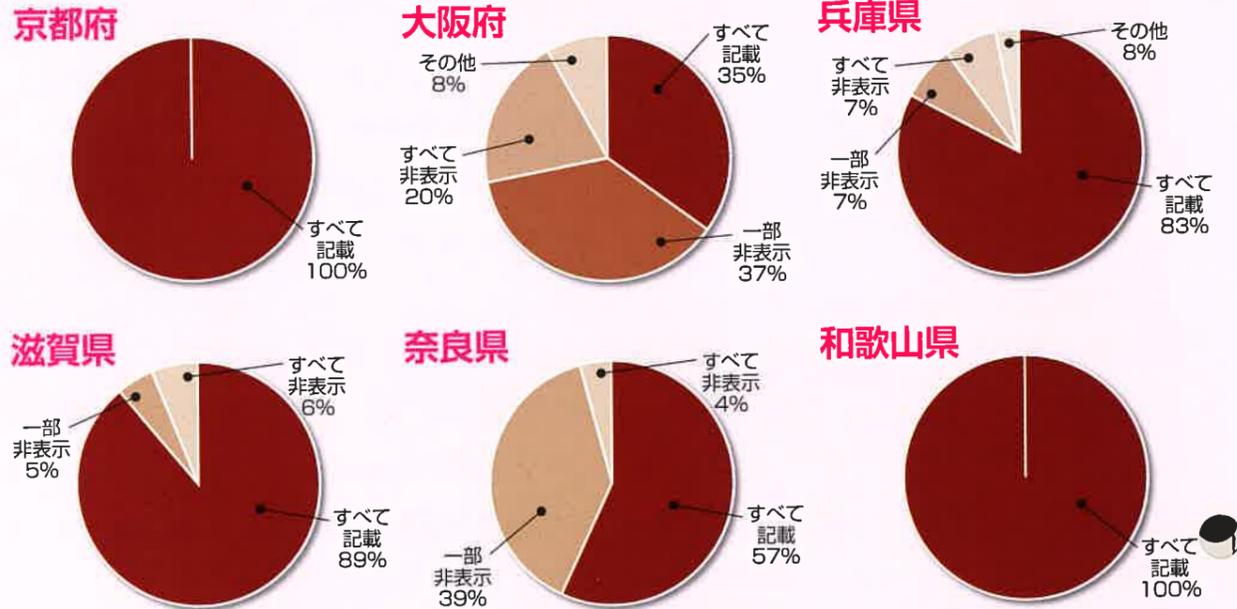
アンケート調査実施期間：平成29年8月1日～平成29年8月31日 アンケート実施者：近畿青年税理士連盟

	依頼した市町村数	回答数	回答率
京都府	26	24	92.3%
大阪府	43	40	93.0%
兵庫県	41	30	73.2%
滋賀県	19	18	94.7%
奈良県	39	23	59.0%
和歌山県	30	25	83.3%
合計	198	160	80.8%



問1 平成29年度の個人住民税特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載は、どのような方法で行なわれましたか？該当するものに○をつけてください。

- 1 個人番号のすべてを記載
- 2 個人番号の一部を非表示にして記載
- 3 その他（※3を選択された場合は、具体的な方法をお答えください。）



※「その他」の具体的な方法
 ・特別徴収税額決定通知書の個人番号欄は8桁をアスタリスク表示し、別途個人番号通知書を送付
 ・原則は個人番号をふせて普通郵便で送付、一部の事業者へはすべて記載して簡易書留で送付
 ・給与支払報告書等に個人番号の記載があるものについては記載
 ・個人番号欄に目隠しシールを添付

問2 問1でご回答いただいた取扱いをされた理由について、お答えください。

- (例)・法令に定められている為
 ・個人番号の取扱いに配慮して

「すべて記載」の主な理由

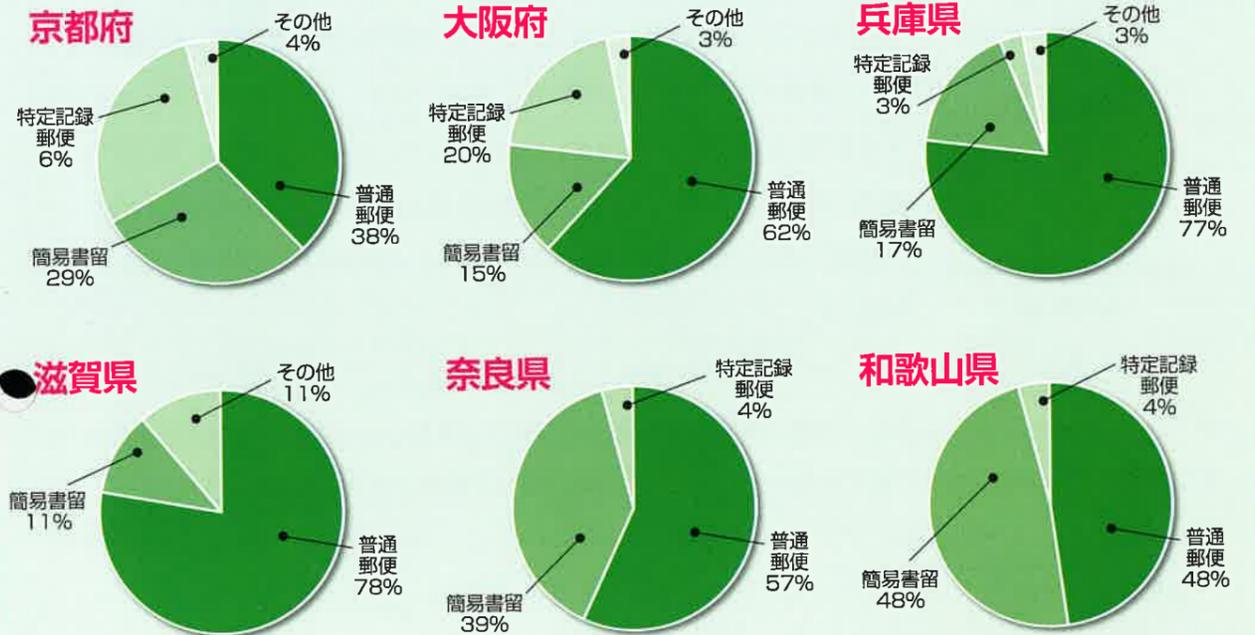
- ・法令に定められているため
- ・総務省からの通知に基づき
- ・総務省のQ&Aに基づき
- ・国からの指導による
- ・総務省及び県からの指導による
- ・システム会社の初期設定となっている

「一部非表示」「すべて非表示」の主な理由

- ・個人番号の取扱いに配慮して
- ・複数事業所から非表示の依頼があったこと及び全国的に非表示とする自治体が多数あったため
- ・誤送等による個人番号漏洩のリスクを回避するため
- ・情報漏洩防止のため
- ・誤送による流出を防ぐため、近隣市町村との統一を図るため
- ・事業者側の管理体制が十分に整っていないため
- ・事業者側の管理負担に配慮して

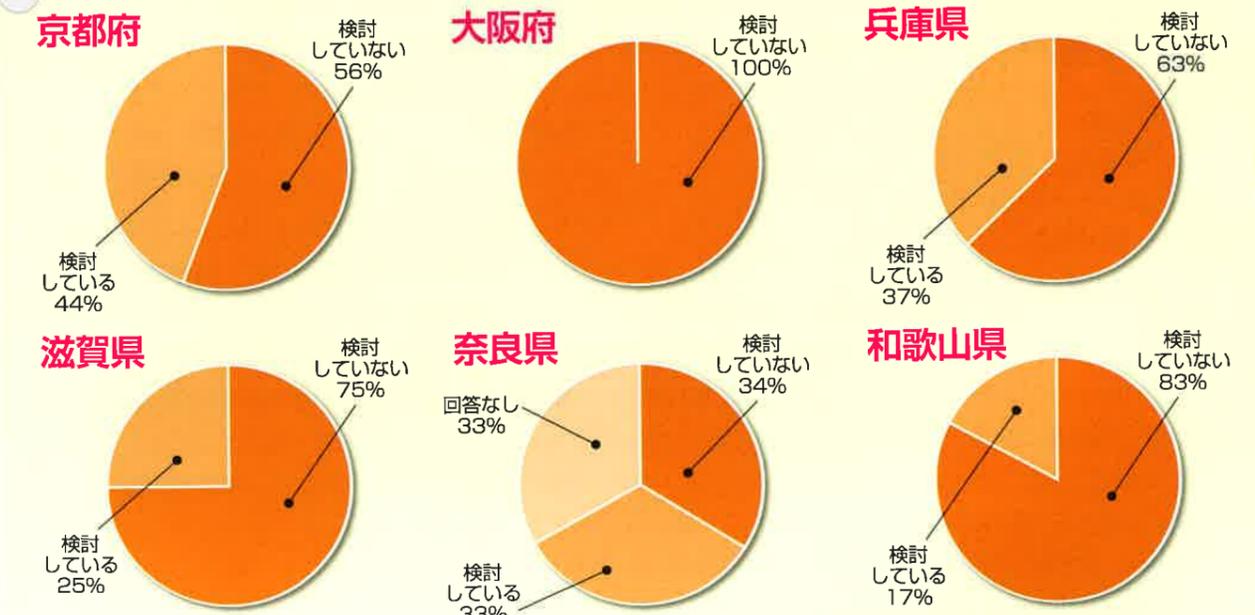
問3 平成29年度の特別徴収税額決定通知書はどのような方法で発送されましたか？該当するものに○をつけてください。

- 1 簡易書留
- 2 普通郵便
- 3 その他（※3を選択された場合は、具体的な方法をお答えください。）



問4 問1で「1 個人番号のすべてを記載」と回答され、かつ、問3で「2 普通郵便」と回答された方へお尋ねします。個人番号のすべてが記載された特別徴収税額決定通知書を普通郵便で送付することは、事業者にとっては安全管理措置の対象となる書類が増え、個人番号の漏洩等のリスクが増えることとなりますが、平成30年度以降見直しを検討されていますか？該当するものに○をつけてください。

- 1 検討していない
- 2 検討している（※2を選択された場合は、具体的な内容を可能な限りお答えください。）



アンケート調査集計結果は以上となります。ご協力ありがとうございました。 近畿青年税理士連盟

●執行部との懇談会に参加して●



近畿青年税理士連盟 広報部長
横井 慎也

昨年11月17日、近畿税理士会館の5階会議室において恒例の「近畿税理士会・近畿青年税理士連盟 懇談会」が開催されました。本会執行部より浅田会長を筆頭に副会長、専務理事、各部長の総勢19名と連盟からは森岡代幹を筆頭に部長、委員長、各支部長、各総務部長の総勢16名が出席し、連盟からの質問、それに対する執行部からの回答というスタイルで意見を交換してまいりました。

青税からの予定質問は全部で12件、予定の2時間で全部出来るかヒヤヒヤでしたが、何とか時間内に終わることが出来ました。詳しい内容は割愛させていただきますが、青税らしい主張から素朴な質問まで、百戦錬磨?の執行部の面々に軽く往なされたかなというのが率直な感想と来年にむけての反省です。

連盟としては以前から大事にしているイベントですので、もっともっと有意義なモノにしていきたいです。懇談会後の懇親会が、執行部と本音で語れる有益で大変貴重な場となったことも併せて報告させていただきます。懇親会、楽しかったなあー。



和歌山県支部支部長
西川 悦史

前年は、次回質問予定者ということで末席で観覧させていただきましたが、本年はいよいよ、自ら質問をぶつける番が回ってまいりました。本来、支部会員より発出された質問を取り纏めて、支部の代表として近畿税理士会執行部の方々と話しさせていただく、というのがあるべき姿だと思うのですが、なかなか思うようにはいかず…会員の間に眠る疑問、要望、提案等々の掘り起こしに困難を感じているところです。会員間の交流の盛んな我が和歌山県支部でさえそう感じるほどですから、他支部の状況は押して知るべしではないでしょうか。もちろん、先人の努力により我々税理士を取り巻く環境が良くなった結果、もはや改善すべき点は皆無というのなら喜ばしいことなのですが。

さて今回私は、勤務税理士の過重労働と研修受講時間確保の問題について、その実態の把握と、研修チャンネルの更なる増加をお願いし、また提案をいたしました。関連事項として、滋賀県支部の居林支部長より、研修の不正受講の防止について提案をいたしました。

このような事項について考える時いつも感じるのは、理想と現実とのギャップです。今回の話で言うと、理想は全税理士36時間研修受講(不正なし)、現実のみなさんご存知のとおりです。そのギャップをどう埋めるか、理想をどう実現していくか、そもそも理想って何なの?と考えていくことが、改善すべき点の発見につながると思います。



京都支部総務部長
土肥 豊

皆様明けましておめでとうございます。年が明け、本年度の連盟行事も残りわずかになってまいりました。連盟行事の目玉として欠かせない近畿税理士会執行部との懇談会も無事通過することができました。私はこの懇談会に初めて出席させていただいたので、そのご報告をさせていただきます。

去る平成29年11月17日(金)に、近畿税理士会執行部との懇談会が開催されました。開催場所は近畿税理士会館です。開催された部屋は相撲協会の理事会室より格段に立派なものでした。テレビで見るサミットの様な雰囲気ではマイクが設置されています。部屋に入る前は全然緊張していなかったのですが、部屋の雰囲気に圧倒され、一気に緊張が高まります。

質問事項は事前に先方にお伝えして、なるべくスムーズに進行される仕組みです。青税側が質問や意見を述べ、それに近畿会執行部の担当者に対応する形式で行われます。私は平成26年税理士法改正について質問させていただきました。①公認会計士協会との合意は永久的なものではなく、今後更なる税理士法改正を目指すのか。②税理士に対する行政書士資格の自動付与撤廃を税理士会自ら実現すべきではないか。これに対する回答は、①永久的なものとは捉えていないし、今後更なる改正を目指す。②行政書士会から自動付与撤廃を求められた事はないし、現時点では考えていない。との回答でした。私は、公認会計士協会に自動付与撤廃を求めるなら、当然、税理士としても行政書士資格の自動付与撤廃を実現しないと筋が通らないと感じています。



奈良県支部総務部長
黒田 佳紀

昨年に引き続き近畿税理士会・近畿青年税理士連盟の懇談会に参加させて頂きました。昨年は初めての参加でしたので右も左もわからない状態でしたが、今回は2回目ということで知っている顔も増え、少し落ち着いて参加することができました。懇談会では、納税者権利憲章、補佐人制度、税理士法人、特別徴収税額決定通知書の個人番号の件や今後の税務支援の在り方について等様々なテーマに関して議論がなされました。私自身まだまだ知識も経験も浅いため、初めて耳にする内容も多く大変勉強になりました。普段、通常の業務を行っているだけでは考えることもないようなことを考えるきっかけとしても、こういった場はとても大切だと感じました。

またその後の懇親会においては、懇談会では時間の都合上話すことのできなかった内容を、より深く、より濃く、よりおもしろくお話しいただき、大変ためになると共に楽しい場となりました。

一方で、懇談会で質問する事項については、青税の諸先輩方から確認できることは懇談会の前に確認しておくようにとのことのお言葉も頂き、その点に関してはまさしくその通りだと思いますので、もし来年参加(?)するのであれば、その点を肝に銘じて参加できればと思います。貴重な機会を与えていただきありがとうございました。

幹事会報告

●第5回幹事会 平成29年10月28日(土) 和歌山税理士会館

【審議事項】

総務部

1. 倉庫整理及び引越費用見積もりについて……契約書の内容で承認可決した。
2. 電話回線見直しについて……契約書の内容で契約することについて承認可決した。

制度部

1. 特別徴収税額決定通知書に関するアンケート調査結果集計表について……一部内容を修正のうえ、お礼文及び集計表について承認可決した。
2. 平成31年度税制改正意見書について……一部内容を修正のうえ、修正内容を制度部に一任することについて承認可決した。

【協議事項】

総務部

1. 新事務局トイレ改修工事について……複数案を協議したところ、トイレを増設する案を中心に相見積もりをとり進めることとした。
2. 電気会社選定の件……総務部に一任することとした。

制度部

1. 特別徴収税額決定通知書に関するアンケート調査結果集計表を全青に報告することについて……全青の要望を聞いたうえで、報告内容をまとめて次回幹事会に上程することとなった。

【報告・依頼事項】

総務部

1. 第4回幹事会議事録について
2. 本会理事会レポートについて
3. 名簿作成準備について
4. 日税連懇談会について
5. 近税会執行部との懇談会について
6. 事務所移転について
7. 第2回会費請求について
8. 秋季シンポジウムPRについて
9. 連盟会計中間報告について

制度部

1. 報告事項

組織部

1. 報告事項

広報部

1. 報告・依頼事項

各支部報告

1. 報告事項
2. 下津会員から和歌山支部50周年記念事業のPRがあった。

●第6回幹事会 平成29年11月16日(木) 神戸市勤労会館

【審議事項】

総務部

1. 建物賃貸借契約書締結について……契約書の内容で承認可決した。

制度部

1. 特別徴収税額決定通知書に関するアンケート調査結果集計表について……提出先を総務省としたうえで、制度部長に一任することについて承認可決した。

【協議事項】

総務部

1. 近畿税理士政治連盟との懇談会開催について……特別会員から提案があったため協議したが、来年以降の開催に向けて調整することとした。
2. 4月総会会場について……来年の4月総会について宿泊施設での開催を検討したが、予算上の理由等から、通常の方法での開催とした。

【報告・依頼事項】

総務部

1. 第5回幹事会議事録について
2. 名簿作成準備について
3. 日税連懇談会について
4. 近税会執行部との懇談会について
5. 事務所移転について
6. 第2回総務部会開催について
7. 第1回秋季シンポジウム実行委員会について

制度部

1. 報告事項

組織部

1. 報告事項

広報部

1. 報告・依頼事項

各支部報告



●第7回幹事会 平成29年 12月14日(木) 連盟事務局

【審議事項】

総務部

1. 事務局移転の案内について……文章を一部修正したうえで承認可決した。
2. 連盟事務局を理事会事前会議で使用するについて……事務局管理規約を整備するまでの当面の間に限り使用を認めることにつき、承認可決した。

広報部

1. マイナンバーアンケートを広報誌に掲載することについて……承認可決した。

【協議事項】

総務部

1. 連盟事務局を関連団体が使用することについて……様々な意見が出たため、来月以降に継続協議となった。
2. 第9回幹事会(大阪)開催日時変更について……当初の日程通りで開催することとなった。

【報告・依頼事項】

総務部

1. 第6回幹事会議事録について
2. 理事会レポートについて
3. 名簿作成準備について
4. 事務局移転について
5. 4月総会開催場所について
6. 青税選出理事との懇談会について
7. 全青理事会報告
8. 韓国税務士考試会との勉強会開催場所について

制度部

1. 報告事項

組織部

1. 報告事項

広報部

1. 報告・依頼事項

各支部報告

路 地 裏

明けましておめでとうございます。

連盟広報部長の横井慎也です。折り返しの第3号の発行となりました。今回は、秋季シンポ、マイナンバーアンケート、近税会執行部との懇談会とイベント盛り沢山でお届けします。シンポで、税法を見つめ直し、政府に対して意見書を提出するためにアンケートを実施し、税理士という職業をより良いものとするために、本会と議論を交わす。青税活動をしているからこそ経験できることばかりです。税理士って、こういうことまでする必要があるのでね。こういった経験を共にするためにも青税の仲間を増やしたい限りです。

皆様、これからの繁忙期、体調管理万全で臨みましょう!!

広報部長 横井慎也

